

輸出（積戻し）差止申立書  
(保護対象商品等表示等関係)

整理 No

-

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人 【公表】  
住所

氏名（名称及び代表者の氏名） 印  
(署名)  
(連絡先)  
担当者

電話（FAX）番号

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。

記

## 1. 認定手続を執る税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

## 2. 輸出（積戻し）差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容

※ 保護対象商品等表示等の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示（需要者の間に広く認識されているもの）
	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示（著名なもの）
	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態
	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第11号に規定する技術的制限手段
※ 経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号【開示】	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第12号に規定する技術的制限手段
※ 商品等表示等の内容【公表】	
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）【開示】	住所
	氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)
	(許諾の範囲)

## 3. 輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】

※ 品 名	
輸出統計品目番号（9桁）	

## 4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※
---

## 5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※
---

## 6. 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
---------------------------

## 7. その他参考となるべき事項

## (1) 侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項 【不開示】

予想される輸出者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)
その他特定又は想定される事項	仕向人 仕向国 その他

## (2) 訴訟等での争い 【開示】

輸出（積戻し）差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について争いがある 【□有、□無】  
争いがある場合は、その争いの内容

--

## (3) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

## 8. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 経済産業大臣申立時意見書 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否： <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】
<input type="checkbox"/> 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否： <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等)
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい（経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください）。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい（記載事項が多い場合は別紙）。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等で公表されます。
  - (2) 【開示】項目  
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
  - (3) 【開示の可否】項目  
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に☑チェックをして下さい。
4. 「輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、4年以内の期間を記載して下さい。
5. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。
6. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、その事実を記載した書面（任意の様式）を遅滞なく申立先税関に提出して下さい。